

応募要件について

応募にあたっては、次の（１）の全て、かつ、単域での応募者は（２）、広域 a は（３）、広域 b は（４）の要件をそれぞれ満たすこと。

受託者決定後に応募要件を満たしていないことが判明した場合は、決定を取り消す場合がある。

（１）共通(全応募者の必須要件)

- ① 観光協会等を中心とした、地域の観光関連団体等との連携により協議会を組成の上、応募すること。

協議会の構成員には、地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（都内観光協会、都内に所在する商工会・商工会連合会・商工会議所等）を必ず 1 者以上含めるとともに、NPO 法人、民間企業、町会・自治会など、複数の団体等を加えること（応募段階では、地域観光プロモーターを含め 3 者以上で組成した協議会であることがわかるようにすること）。なお、観光協会が存在しない地域でプログラム事業を実施する場合には、事前に財団へ相談すること。

※区市町村は、応募時点で構成員に含むことはできないが、受託者決定後に含めることは可能

- ② プログラム事業の実施に当たって必要な許認可等を取得し、関係法令を遵守すること
- ③ 過去に同一のプログラム事業について、財団、国、都道府県、区市町村などから助成を受けていないこと（磨き上げと認められる場合は応募の対象）。
- ④ 公的資金の投入先として適切でないと判断されるものでないこと
- ⑤ 構成員が、民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- ⑥ 構成員となる団体間で代表者、役員構成が重複せず、実質的支配関係（資本的結合関係）にない団体であること
- ⑦ 応募時に、必要な書類をすべて提出できること。また、書類の修正や追加が発生する場合は指定期日までに対応すること
- ⑧ 受託者決定後、構成員は、協議会への出席、意思決定、合意形成プロセスへの関与、企画の実施の際の具体的な役割分担、取組に参加できること。
- ⑨ 公募の趣旨に合うものとし、第三者の権利を侵害しない内容であること。
- ⑩ 採用された企画案に知的財産が含まれていた場合、企画案を実現するためのプログラム事業実施に当たり、財団が無償で使用することに同意すること。

- ⑪ プログラム事業の実施に当たっては、旅行業法や関連法令等に十分留意すること。
- ⑫ プログラム事業の実施に当たっては、SDGs を意識した取組を実施すること（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など）。
- ⑬ 感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、東京都又は財団がプログラム事業内容の変更または中止等を命じた場合は、それに従うこと。

（２）単域

プログラム事業を実施する場所の都内区市町村（※）からの推薦書を提出すること。
なお、実施に当たっては、同一エリアからの応募は原則 1 件までとする。

※「都内区市町村」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。

（３）広域 a

プログラム事業を実施する場所の都内区市町村全てからの推薦書を提出すること。
推薦書の取得については各自治体で必要な処理期間が異なるため期間に余裕を持って取得すること。

（４）広域 b

- ① 都外の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体（観光協会、観光に取り組む協議会、商工会・商工会連合会・商工会議所等）を構成員に含むこと。
- ② プログラム事業を実施する場所の区市町村全てからの推薦書を提出すること（都外を含む）。推薦書の取得については各自治体で必要な処理期間が異なるため、期間に余裕を持って取得すること。